

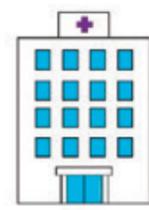
#### 4. 2000個問題

ここまで、日本の個人情報保護制度の法体系と法的根拠を確認してきましたが、個人情報のやり取りをめぐる「2000個問題」と言われる課題があります。

前述したとおり、日本の個人情報保護制度は、国の行政機関向け、独立行政法人向け、民間事業者向けにそれぞれ法律があり、さらに各自治体の条例（都道府県47、市区町村1741、一部事務組合等）がある状況で、個人情報を取り扱う主体によって規定や運用がバラバラとなっています。主体が約2000に渡ることから通称「2000個問題」と呼ばれ、個人データの広域連携及び利活用を阻害する原因となっています。

例えば、病院における個人情報の取扱いが挙げられます（図表4）。病院には数多くの運営主体があり、独立行政法人による病院、都立病院、公立病院（一部事務組合を含む）、民間病院などがあります。個人情報の取扱いにおいて適用される法令はそれぞれ異なり、解釈や運用も主体によって異なります。個人情報の定義や外部提供に係る規定なども異なることから、個人の医療データを関係医療機関で一律に共有することは困難となっていました。

▼図表4 病院での個人情報の取扱いの分類

				
名称	独立行政法人〇〇病院	都立〇〇病院	公立△△病院 (複数市で構成される一部事務組合)	◇◇病院(民間病院)
個人情報の取扱い主体	独立行政法人国立病院機構	東京都	△△病院企業団	財団医療法人◇◇会
通用法	独立行政法人等個人情報保護法	東京都個人情報の保護に関する条例	△△病院企業団個人情報保護条例	個人情報保護法
法の所管	総務省	東京都	△△病院企業団	個人情報保護委員会

#### 5. 今後の改正

こうした情報共有の困難さを解決することを目的の一つに、2021年5月12日、「個人情報保護法」の改正を盛り込んだ「デジタル改革関連法」が成立し、今後順次施行されます。これは、関連法案6本をまとめた構成となっています（図表5）。このうち、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」によって、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」の3本の法律が1本の法律に統合されることになります。地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法律において全国的な共通ルールが規定されることになりました。各自治体は改正法に合うように、条例を改正する必要があります。

この改正によって、公的部門と民間部門のすべてが同じルールに則って個人情報を取り扱うことになるので、個人情報の円滑な利活用ができるようになります。

一方で、自治体によっては保護の内容が後退する可能性があることを懸念する声もあります。今後、法律の施行により全国的な共通ルールが設定され、法律の的確な運用を確保するために国がガイドラインを策定する予定です。地方自治体が条例で法律よりも厳格な個人情報保

護のルールを設けていた場合には、改正によってルールが緩和されることとなり、住民の不安へとつながる可能性もあります。条例により、法律の範囲内で必要最小限の独自の保護措置（横出し・上乘せ）を設定することが許容されていることから、個人情報の円滑な利活用と地域の実情に応じた個別判断の両立が自治体には求められます。

また、これまで個人情報保護委員会は、主に民間の個人情報を保護してきましたが、新たに地方公共団体も対象とし、対象範囲を広げることになります。これに伴い、これまで各自治体にあった個人情報保護審議会などによる個別案件の審査の役割もなくなり、内閣府の外局である個人情報保護委員会によって一括で監督されることとなります。今回の改正で個人情報保護委員会が行政機関に対してできるのは勧告までとなっており、民間事業者に対して可能な立ち入り検査や命令まではできないことになっています。こうしたことから、住民の安心のためにも、透明性のある個人情報保護制度の運用も今後更に求められることとなります。

#### 6. おわりに

本稿では、個人情報保護制度の概要と今後の改正について解説してきました。

自治体職員として、まずは個人情報保護をめぐる制度自体を理解することが重要です。

「デジタル社会形成基本法」の中で、「デジタル社会とは「インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会」と定義されています。大量の個人情報を保有する自治体はこうした社会の形成の一端を担うことから、個人情報の保護と住民生活の利便性の向上の両立を目指した施策を展開できるよう、常にその意識を念頭に置いて業務に取り組むことが必要です。

（参考文献）

- ・宇賀克也(2019)『個人情報保護法制』有斐閣
- ・個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォース(2020年12月)『個人情報保護制度の見直しに関する最終報告』内閣官房

▼図表5 デジタル改革関連法の分類

法律名 (括弧内は正式名称)	概要
デジタル社会形成基本法	既存のIT基本法を廃止し、行政のデジタル化の目標や達成時期などの重点計画を作成
デジタル庁設置法	内閣総理大臣をトップとするデジタル庁が司令塔となって、国の情報システムの整備・管理や、自治体のシステム共通化に向けた総合調整を行う
デジタル社会形成整備法 (デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律)	・各自治体で異なっている個人情報保護のルールの統一 ・行政手続での押印義務の廃止
預貯金口座登録法 (公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律)	マイナンバーと預貯金口座の紐付けを可能とし、給付金支給などを迅速にできるようにする
預貯金口座管理法 (預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律)	
地方自治体情報システム標準化法 (地方公共団体情報システムの標準化に関する法律)	自治体ごとに異なる行政システムを統一する、2025年度が目標期限

<出典> 新潟大学教授鈴木正朝氏の資料を参考に筆者作成

<出典> 2021年5月12日成立の法を基に筆者作成